

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく

認定等に係る手数料について

①審査機関による技術的審査を受け、適合証を添えて申請する場合の手数料（認定申請のみ）

A 認定申請建築物が「一戸建ての住宅」の場合

床面積	金額
—	4,700円

B 認定申請建築物が「一戸建ての住宅以外」の場合

- ・手数料は、「住宅部分」及び「非住宅部分」の金額を合計します。

建築物の申請部分	床面積	金額
住宅部分	300㎡未満	9,400円
	300㎡以上 2,000㎡未満	20,000円
	2,000㎡以上 5,000㎡未満	45,000円
	5,000㎡以上	81,000円
非住宅部分	300㎡未満	9,400円
	300㎡以上 1,000㎡未満	16,000円
	1,000㎡以上 2,000㎡未満	27,000円
	2,000㎡以上 5,000㎡未満	80,000円
	5,000㎡以上 10,000㎡未満	130,000円
	10,000㎡以上 25,000㎡未満	160,000円
	25,000㎡以上	200,000円

「変更認定申請」の場合は、認定申請手数料の半額を変更認定申請手数料とします。
ただし、新たに追加する床面積については、新規の認定申請手数料として加算します。

②技術的審査を含めて認定する場合の手数料（技術的審査＋認定申請）

A 認定申請建築物が「一戸建ての住宅」の場合

	床面積	金額
誘導仕様基準	200㎡未満	17,000円
	200㎡以上	19,000円
誘導仕様基準以外	200㎡未満	34,000円
	200㎡以上	38,000円

B 認定申請建築物が「一戸建ての住宅以外」の場合

- 手数料は、「住宅部分」及び「非住宅部分」の金額を合計します。
- 建築確認審査を併せて申し出る場合は、建築確認審査事務相当手数料を認定申請手数料に加算します。

申請部分	床面積	金額
住宅部分 (誘導仕様基準)	300㎡未満	33,000円
	300㎡以上 2,000㎡未満	57,000円
	2,000㎡以上 5,000㎡未満	100,000円
	5,000㎡以上	160,000円
住宅部分 (誘導仕様基準以外)	300㎡未満	69,000円
	300㎡以上 2,000㎡未満	120,000円
	2,000㎡以上 5,000㎡未満	200,000円
	5,000㎡以上	280,000円
非住宅部分 (モデル建物法)	300㎡未満	87,000円
	300㎡以上 1,000㎡未満	110,000円
	1,000㎡以上 2,000㎡未満	150,000円
	2,000㎡以上 5,000㎡未満	240,000円
	5,000㎡以上 10,000㎡未満	310,000円
	10,000㎡以上 25,000㎡未満	370,000円
	25,000㎡以上	440,000円
非住宅部分 (モデル建物法以外)	300㎡未満	230,000円
	300㎡以上 1,000㎡未満	290,000円
	1,000㎡以上 2,000㎡未満	370,000円
	2,000㎡以上 5,000㎡未満	530,000円
	5,000㎡以上 10,000㎡未満	650,000円
	10,000㎡以上 25,000㎡未満	770,000円
	25,000㎡以上	870,000円

「変更認定申請」の場合は、認定申請手数料の半額を変更認定申請手数料とします。ただし、新たに追加する床面積については、新規の認定申請手数料として加算します。

問合せ先
平塚市まちづくり政策部建築指導課
電話 0463-21-9731